

会員通知 第223号

平成17年 6月30日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

株式会社証券保管振替機構の業務規程の改正に伴う「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」等の一部改正を行い、平成17年7月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が本年7月1日を施行日とする「業務規程」の改正を行うこととしており、この改正で業務規程の名称が変更となるのに伴い、本所諸規則において規定している「保管振替機構が定める業務規程」とあるのを「保管振替機構が定める株券等に関する業務規程」と改めるなど所要の改正を行うものです。

以 上

株式会社証券保管振替機構の業務規程の改正に伴う「受託契約準則」等の一部改正について

(ページ)

- 1 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 . 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表・・・・・・・・ 2

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>保管振替機構の規則の適用</u>)</p> <p>第18条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める<u>株券等に関する業務規程</u>に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年7月1日から施行する。</p>	<p>(<u>保管振替機構業務規程の適用</u>)</p> <p>第18条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める<u>業務規程</u>に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>保管振替機構の規則の適用</u>)</p> <p>第40条 受益証券の売買の受託に関し顧客が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく口座の振替により受益証券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この特例に定めるもののほか、保管振替機構が定める<u>株券等に関する業務規程</u>に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年7月1日から施行する。</p>	<p>(<u>保管振替機構業務規程の適用</u>)</p> <p>第40条 受益証券の売買の受託に関し顧客が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく口座の振替により受益証券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この特例に定めるもののほか、保管振替機構が定める<u>業務規程第66条の10</u>において準用する同第21条の規定に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p>